



平成16年 1月20日 (火)
第 1 539 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告示
港湾隣接地域の指定 (港湾空港課) 1
建築基準法の規定に基づく道路の指定 (建築住宅課) 2
公告
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請に係る縦覧 (環境生活総務課) 2
島根県行政情報ネットワーク接続用パソコン(単価契約)に係る一般競争入札の実施 (情報政策課) 3
施
新規採用警察官用制服の製造請負に係る一般競争入札の実施 (警察本部) 5

告 示

島根県告示第37号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の2第2項の規定に基づき、次の地域を港湾隣接地域に指定する。

平成16年 1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

地区名	地 域
湊浦地区	基点1から341度40分の方角に延長した線、基点1から基点16まで順次に直線で結んだ線及び基点16から297度22分の方角に延長した線により囲まれた陸域。 (点の表示) 基点1 田之浦3等3角点(北緯34度47分36秒、東経131度57分04秒)から223度31分50秒、1206.61メートルの地点 (那賀郡三隅町大字湊浦401番地9) 基点2 基点1から70度30分の方角、100.00メートルの地点 基点3 基点2から66度00分の方角、65.00メートルの地点 基点4 基点3から53度30分の方角、68.50メートルの地点 基点5 基点4から55度13分の方角、202.83メートルの地点 基点6 基点5から49度00分の方角、168.62メートルの地点 基点7 基点6から48度40分の方角、43.00メートルの地点 基点8 基点7から67度10分の方角、82.81メートルの地点 基点9 基点8から42度13分の方角、65.98メートルの地点 基点10 基点9から21度55分の方角、55.12メートルの地点 基点11 基点10から23度45分の方角、129.03メートルの地点 基点12 基点11から21度04分の方角、81.32メートルの地点

基点13	基点12から23度14分の方向、51.00メートルの地点
基点14	基点13から336度02分の方向、59.00メートルの地点
基点15	基点14から307度30分の方向、24.00メートルの地点
基点16	基点15から297度22分の方向、39.00メートルの地点

島根県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は松江土木建築事務所及び玉湯町役場に備えて一般の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

路 線 名	区 間		道路の幅員	道路の延長	指定の年月日及び番号
	起 点	終 点			
湯町西灘線	八束郡玉湯町大字湯町1747番1地先	八束郡玉湯町大字湯町1736番1地先	メートル 4.00 , 6.00	メートル 550.5	平成16年 1月13日 第 4号

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 申請のあった年月日
平成16年 1月 6日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 国際交流フラワー21
- 代表者の氏名
石橋佳昌
- 主たる事務所の所在地
出雲市西新町 1丁目2453番 5号
- 定款に記載された目的
この法人は、花と緑を通じた環境保全、美化推進に係る活動を行うとともに、他地域からの来訪者との交流活動、子どもの健全育成、福祉増進等に関する事業を行い、花と緑を通じた潤い、活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。
- 縦覧に供する書類
変更後の定款
定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書
定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年 1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 入札に付する事項

(1) 購入物品

島根県行政情報ネットワーク接続用パソコン（単価契約）

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成16年 3月30日まで

(4) 納入期限

平成16年 3月30日

(5) 納入場所

県が指定する場所（県庁及び松江・木次総務事務所管内）

(6) 入札方法

ア 入札者は、入札書にパソコン 1 台当たりの単価（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）及び当該単価に予定数量を乗じて得た金額を記載するものとする。

イ 落札決定に当たっては、アの金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下、「支出予定相当額」という。）をもって落札金額とする。

(7) その他

入札説明会は実施しない。

2 入札参加資格に関する事項等

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(4) 島根県税を滞納していない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定に基づき、営業種目が大分類1（文具・事務用機器類）、中分類(4)（情報処理機器）の入札参加資格の認定を受けている者で、A等級に格付けされたものであること。

(7) (6)以外の者で開札時まで物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格を取得した者であること。

(8) 島根県が実施する建設工事等の請負又は物品製造の請負、売買等に係る入札について入札参加資格者指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札参加申請に必要な書類の提出先及び提出期限等に関する事項

- (1) 入札参加申請書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690・8501 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階

島根県地域振興部情報政策課 電子自治体推進担当

電話：0852 - 22 - 6635 , 5571 ファクシミリ：0852 - 22 - 5969

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により、入札に参加しようとする者1人に対し、1部を無償で交付する。

イ 交付期間は、本公告の日から平成16年2月24日までの閉庁日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）とする。

ウ また、希望する者には、交付期間中、電子ファイル（PDF形式）を電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号、返信先電子メールアドレスを明記して上記(1)まで申し込むこと。

- (3) 入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を平成16年2月25日午後5時までに持参又は郵送（書留郵便に限る）により、3の(1)に掲げる場所に提出すること。

4 入札の日時及び場所

ア 日 時 平成16年3月1日（月） 午前10時

イ 場 所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁 会議棟 第1会議室

ウ その他 郵便による入札は認めない。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積もる支出予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

支出予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札参加申請者が応じなければいけない事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載された期限までに必要な書類を提出し、資格の確認を受けなければならない。また、当該書類について説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要する。

- (7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は入札説明書による。

6 Tender Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Personal computer for the Shimane Prefectural Information Network

Quantity : 280 units

- (2) Period of Supply: From start of contract until 30 March 2004
- (3) Place of Delivery : Offices of the Shimane Prefectural Government
- (4) Deadline for the submission of tender applications : 25 February 2004
- (5) Enquiries in regards to this notice can be made to :

Information Policy Division

Shimane Prefectural Government

8 Tonomachi Matsue City

Shimane Prefectural 690-8501 JAPAN

Tel : 0852-22-6635

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年 1月20日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

- (1) 入札の件名
新規採用警察官用制服の製造請負
- (2) 入札案件の仕様及び数量等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成16年 3月31日（水）
- (4) 入札方法
入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。
- (5) その他
郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

- (1) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。
- (2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。
- (3) 島根県内に本店又は営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690-8510 島根県松江市殿町 8 番地 1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話（0852）26 - 0110 内線2235～2236
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
平成16年 1月20日から 1月28日までの間（土日、休日を除く）、上記(1)の場所において交付する。
（交付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする）
- (3) 入札の日時及び場所
ア 日 時 平成16年 1月30日（金）13時30分から
イ 場 所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階 入札室

(4) 開札の日時及び場所

即時開札

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 その他

詳細は入札説明書による。